は違ふとはいえ、ソ連国内の被害者の人々の苦しみと悲しみが、我が事のように思われて、国家権力の非道に哭かされる弱者に同情の思ひが湧くと同時に、被害地に隣接する欧州各国の市民の人々の困却も思われます。

しかし、その状況は一歩誤れば、私たちの自らのおかれた立場であります事を考えると、寸時の躊躇も許されないのが現実であります。

泊原発があり、幌延の問題は、地元関係者が、億万単位の金を見せられたとき、農村の窮状が逼迫している時であるだけに、金をもらって、別な町村に移転すると云うような安易な考えを持つ者が意外に多い事もあり、油断はできません。

北海道が広いといっても、ニュース２頁の下段の記述（一七）、約１５００Km離れた西ドイツ南部で新生児の死亡率の上昇、という事実には、まことに慄然となりました。

また（一五）の、流れ込む放射能入り食品、３年間で５０件が輸入禁止処分になる、等実に貴重な記事が、法廷で展開されることは、市民の認識を啓蒙するために多大の効果をもたらすものです。

さらに、国内原子炉および関係設備の故障の実例が、次々に法廷に持ち出される事も、反原発運動の為には、単なる市販の雑誌などの記述とはまったく別な意味の真実性を告知する結果になります。

どうか、伊方原発訴訟を進められる原告団の皆様の勇気と決断に、御健闘を併せて御祈り致します。

尚また、藤田先生の力強い御指導と御力添えには心から感謝のおもひを捧げます。私も只今８１才の老農夫でありますが、かって、自町の理事者を相手に、サラリーマン町税返還訴訟を７年８ケ月に亘って、地裁から最高裁まで法廷闘争を展開、一部敗訴、一部勝訴の経験もあります。

裁判所の考えは、やはり官尊民卑的感情を今も持っており、国を最終的には背景にもつ被告側に有利な判断を下す事も十分に眺望して、万全を期して闘って下さる事を心から御祈り申上げます。

平成２年３月２０日

伊方原発訴訟を支援する会の皆様

藤田先生

外皆様

会計報告　（'90. 4／1～4／30）

収　入	
会費	２０，０００
ニュース講読料	６４，０００
コピー代金	１，２８０
計	８５，２８０
支　出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	１０，３２８
振替手数料	４００
資料費	２３，８４２
最高裁行動旅費	２５０，０００
原告団会議補助	２８，０００
弁護団会議補助	６，３００
ゼロックスリース料	１０，３００
ゼロックスコピー料	１１，２６７
計	３５６，９１７
差　引	－２７１，６３７
積立金合計	２，７６０，７２６

伊方訴訟ニュース

第 201 号
1990年 5 月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

１号炉訴訟

原告・弁護団が最高裁へ
「現実を直視し司法独自の判断を」

チェルノブイリ４周年の４月２６日、１号炉訴訟の原告団を代表して広野さんと堀内さん、それに弁護団から藤田団長ほか仲田、浦、菊池の各弁護士が最高裁に出向いた。２年前にも原告・弁護団代表が最高裁を訪れたが、その後も何の音沙汰もないままに、上告からすでに５年も経過しようとしており、審理の促進を再々度要請するためである。

とくに今回は、以下のように、時期的に重要な意味を持つた要請行動であった。すなわち、今年の１月に最高裁は福岡の伝習館高校の３人の教師に対して、上告を棄却する判決を下したが、最高裁まできている大きな事件としては、次の順番は伊方訴訟となっているからである。

さらに、３月には仙台高裁が、福島第二原発１号炉周辺住民の控訴を棄却したが、その判決は、原発から６０キロ遠方の住民にまで「原告適格」を認めたものの、「安全審査の対象は『基本設計』であり、原発の実際の安全を保証するものでない」と言い放ち、原告ら原発に反対する人々に「頭を冷やすように」と説教するといったひどい内容のものであった。そして、そうした行政加担の姿勢は、最高裁によって、最終的な司法判断として示されるのではないか、といったことも懸念されていたからである。

２年前には、原告代表として広野さんも面談に参加できたので、今回も広野さんら２名が弁護団代表と同道した。しかし、再三の要望にもかかわらず、最高裁は広野さんらの同席を拒み、結局、控え室で待機することを余儀なくさせられた。前回と違ったこうした対応は、伊方訴訟についての調査・審理が軌道に乗ってきていて、最高裁側が神経質になっ

２号炉第４１回公判
１９９０年６月７日（木）午前１０時
松山地裁大法廷

前回に引き続き、原告住民らによってチェルノブイリ周辺で、ますます深刻化する災害の実相が法廷で明らかにされる予定。福島原発についての仙台高等裁判所の無茶苦茶な判決を背景にして、被告国側の居丈高な対応も予想されるので、法廷内での傍聴と法廷外での運動を通じて、奮闘する原告らを支援しよう。

ているためであろうか。

弁護団代表との面談に応じたのは、前回にも応対した高橋調査官と、今回初めて参加した上席の上田調査官のふたり（いずれも裁判官経験者）であった。弁護団代表の印象では、前回と違って、調査作業はかなり進んでいるように見受けられたという。

面談は約４５分間にもおよんだが、冒頭に上席調査官は、「最高裁での審理状況は、いっさい明らかにできない慣例になっている」とのべ、前回と同様に、終始聞き役に撤していたとのこと。それでも、こちらから提出ずみの書面を持参してきていたり、代表らの発言中にメモを取るなど、聞き取ろうとの態度を示していたという。

弁護団代表は、２名の調査官を相手に、以下のような内容の“弁論”を展開した。同時に、前回提出した書面（上告理由補充書２）以降に、国内、外の原発をめぐる状況が原告らに有利に展開してきている現実を踏まえ、夏休み以降に新しい書面を追加提出することを通告した。

○原発の行政訴訟としては、初めて最高裁の審理にかかっているのだから、これから提出する書面についても、十分に検討してほしい。

○もれ聞くところでは、最高裁は通産省に文書の提出を求められたとのことであるが、原告側にも疑問点をどんどん問い正してほしい。

○（代表団が持参した「今日のソ連邦」４月号に掲載されているチェルノブイリ災害の写真を示しながら）原発の原子炉が一旦事故を起こした時には、いかに破局的な事態をもたらすかを十分に認識してほしい。

○さる３月の仙台高裁の判決は、「基本設計」という不明確な概念の文言だけがひとり歩きしていて、裁判所に対する社会的な期待を裏切り不信を買っている。

たとえば、国内、外の原発で起こっている数々の重大な事故によって、安全審査での「事故解析」や「立地審査」の非現実性が明らかになってきているのに、そうした現実を全く無視している。

○これまでに、行政主導で各地の原発がどんどん設置されてきたので、事後的に、それに法的な合理性を与えるよう司法の役割は定められているように見受けられる。しかし、伊方など原発周辺の住民はもちろんのこと、国民の広い層も、裁判所が行政の下僕としてではなく、毅然として独立性を保って、差し迫っている原発の危険に対して公正な判断を示すよう期待している。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（４）ー

（１９９０年２月２２日提出）

（その３）

（四）姿を現わし始めた放射能汚染の恐怖の実態（つづき）

⑧チェル事故の放射能で、８千Ｋｍ離れた米国で数万人がガンで死亡した。

同じ日、米国のジェイグールド博士は、全米保険センターから発表される地域別、年令別の死亡率と、事故直後に全米各地で検出された放射性ヨウ素１３１の数値を比較した結果、１９８６年５月から同年８月までの４カ月間だけでも、チェル４号事故によるガン死者が２万人～４万人増えていると発表（甲２８号証の１０）。

ちなみにチェル４号と米国との距離は北極経由で約８千Ｋｍ。日本とチェル４号との距離にほぼ等しいものであることを考えれば、我が国においても、もし統計的処理が可能な条件があれば、米国と同様のことが発生していることが明らかになるかもしれないのだ。

⑨１９８９年４月２０日ソ連邦政府は、先に決定した６カ所の原発建設中止に加え、新たにチェルノブイリ５号および６号、スモレンスク４号、クルクス６号の建設中止を決定。また白ロシア２号、ノボボロネジも、近く廃炉処分となる（甲２８号証の１１－１）。
また、訪英中のゴルバチョフソ連共産党書記長も同月７日、同国の軍用濃縮ウランの生産停止、プルトニウム生産用の原子炉２基を同年と次年に停止すると表明（甲２８号証の１１－２）。

（五）不可能となった西ドイツの核燃料サイクル

１９８９年５月２９日西独のバッカースドルフ核燃料再処理工場の建設の中止が決定した。この中止決定で、同国内での核燃料再処理体制は不可能となった。同工場に対しては、同国内の住民や周辺諸国の住民も反対し、７年間に４人の死者、起訴された人だけでも４千人という大きな反対の前に、遂に中止に追い込まれたものであった（甲２８号証の１２）。

後の書面で明らかにする予定であるが、我が国においても、昨年１２月１０日、青森県六カ所村に計画されている核燃料サイクル基地に対して、同計画の凍結と、再処理工場反対を訴えた候補が、推進を唱える現職村長を破って当選を果たした。原発生き残りを画策する電力会社や大手建設・土木資本の願望は打ち砕かれた。核燃料サイクルによって原発の採算性は成り立つーとの主張は崩れたのである。スポーツ平和党のアントニオ猪木参議院議員は、同村長選挙後、訪ソの際に、日ソ協同で核燃料施設の体制づくりを進めようと、ソ連の担当大臣に申し入れたーことをＴＶ番組出演の際に明らかにしている。最早、多くの人々が、この狭い日本の中には、再処理工場はおろか、核燃料サイクルの存在そのものを認め難いと考え初めているのである。

（六）完成、操業中のアメリカの原発が解体、閉鎖される。

①１９８９年６月６日、米カルフォルニア州の州都サクラメント一帯で現在操業中のランチョセコ原発（ＰＷＲ，出力９１万ＫＷ）の存続と閉鎖を問う住民投票が過半数を得て、同原発の閉鎖が決定した。同投票は、前回の投票時から１年半の検討猶予期間が設けられ、その間推進派が安全ＰＲに全力を注いだにもかかわらず、住民ははっきりと「ノー」を宣告したのである（甲２８号証の１３）

②続いて同月２８日、同じ米国のニューヨーク州のロングアイランド電力会社は、１９８４年に完成しながら、住民や州政府の反対で運転に入れないままになっていたショーラム原発（ＢＷＲ、出力８０万９千ＫＷ）を１ドルで政府に売却することを理事会で決定した。州政府は買い取り後、同原発を解体処分することを決めている。同原発に対しては、約９０Ｋｍ西にニューヨーク市があること、事故の際、周辺の２５０万人の避難計画につ

いて、会社側の計画には問題があるとして、住民や州政府が反対していた（甲２８号証の１４）。ちなみに同原発の建設費は、建設当時で７千億円（３７億ドル）、その後も１９億ドルがつぎ込まれていた。

（七）ソ連の高官が認めた「ウラルの核惨事」

８９年６月１６日、国営タス通信は、１９５７年９月、ロシア共和国チェリヤビンスク市北方約１００Ｋｍのところにある核兵器工場で、核廃棄物の大爆発事故が発生し、長さ１０５Ｋｍ、幅７～８Ｋｍの地帯が放射能で汚染され、周辺住民１万人以上が緊急避難したことを、同国のニキペロフ中型機械製作省第一次官が明らかにしたことを報道した。タス通信は「この事故が国防産業施設で起こったため、これまで語られることはなかった」とソ連政府が、国民に対しても秘密にしていたことを認めた（甲２８号証の１５）。

この事故は、原告が８６年９月１０日提出書面において、その存在を指摘していたところであり、事故より３２年過ぎ、当時の責任者らが大半が死亡して、責任の追及の心配がなくなって、初めて公表に踏み切ったと考えられるのである。

（八）ユーゴスラビアで世界で二番目の原発建設禁止法が成立。

１９７８年１２月１５日、世界で初めて、オーストリアで原発禁止法が成立し、当時、この法律をいぶかった人々も、翌年のＴＭＩ原発事故、そして８６年のチェルノブイリ４号炉事故を知り、オーストリア国民の先見性に目を見張った。そして、８９年６月１５日、ユーゴスラビアでも、原発の建設、投資計画の立案、書類作成を禁止する法案が可決、成立した。違反者は懲役６カ月から５年という重罰が科される。本件被告らには、何年、どれ位の刑罰が適用されるであろうか（公２８号証の１６）。

（九）３００Ｋｍ離れた児童に貧血、機能障害、血液成分異常が多発。

８９年６月３０日、チェルノブイリ４号北方約２７０Ｋｍ～３００Ｋｍ離れた白ロシア共和国モギリヨフ州で、児童の貧血、視力低下、血液成分異常が発生していると報道。同州のビクトル・ペニコフスキー病院長は「州内の各地で多数の児童が、貧血などのほか、運動機能障害、無筋力症、ビタミン欠乏症に悩み、免疫性にも異常がみられる」とし、「児童がこの地区で、３～４カ月以上暮らすのは危険だ」と警告している（甲２８号証の１７）。

ちなみに、本件２号炉を中心に３００Ｋｍの円を描けば、中国地方、四国、九州の総てが含まれる。この円内に暮らす人々は３千５３万人である。

（十）大事故は炉型の違いにかかわりなく起こる。

この前日の２９日、日本社会党のチェルノブイリ４号事故調査団が帰国。同調査団は「日本の原子力安全委員会の事故調査報告書で、炉型の違いなどを理由に『日本ではソ連のような大事故は起こり難い』としている結論を、ソ連の原子力担当者に質したところ、担当者らは『大事故は炉型の違いにかかわらず起こる』と指摘した」ことを明らかにした（甲２８号証の１８）。

（十一）事故から３年以上過ぎて、１０万６千人の新たな避難を決定。

①ソ連領内の放射能汚染の被害の深刻さが次々と明るみに出ることによって、遂に、白ロシア共和国最高会議は、同年７月２９日、同国内の住民１０万６千人を新たに避難させることを決定した。この遅すぎた決定に対して、ソ連共産党機関紙すら「３年間に亘り人体実験をしてきたようなものだ」と強く批判している。

公表された１平方Ｋｍあたり１４０キュリーという放射能濃度は、放射線作業従事者でさえ立ち入れないような高濃度の汚染なのである（甲２８号証の１９。同１７、小出助手談話）。

②同年７月３０日、今度は同原発から北方５０～６０Ｋｍ離れたウクライナ州ホイキニ市で「数百人の児童に、貧血や、のどの炎症など各種の炎症が併発している」との同市の６００人の市民の署名による手紙が公表された。市民らは「我々の子供たちが日増しに衰弱しているのを見ているが、病院には薬品や医療設備が決定的に不足している」と訴えている。この地域の子供や住民が避難できたという情報を、我々はまだ得ていない（甲２８号証の２０）。

③８月１２日、国営タス通信は、ソ連南ウラル地方のチェリヤビンスク州の核兵器用のプルトニウム製造用原子炉を１基閉鎖。これで同工場の原子炉の閉鎖は３基目となり、さらに９０年には、新たに２基を閉鎖する－と報道した（甲２８号証の２１）。

④８月１４日、チェルノブイリ４号の周辺状況は、周囲６～８Ｋｍでは１０００ｈａの森林が放射能で死滅。また中には、今なお３００～４００ラドという高濃度放射能が残る森林があり、松の葉が通常の１０倍以上の重さになったり、アカシアの木が子供の手の平大の大きさにしか成育しない、という現象が起きていることが明らかになった（甲２８号証の２２）。本書面（四）①で、１年も前にソ連週刊誌が断片的に伝えていた状況が総て事実であったことが裏づけられた。ちなみに、右３００～４００ラドという数値は時間あたりと考えられるが、きわめて高い基準となっている現行基準でみても、４００ラドは人間の致死量に達する値である。

⑤８月２４日、チェルノブイリ４号より約９００～１０００Ｋｍ北のソ連邦レニングラード州では、同州北部の海岸沿いの地域でのキノコ狩りをしないように警告した（甲２８号証の５）。

（以下次号につづく）

チェルノブイリ惨状の陳述に感動

「訴訟ニュース」読者
林　幹人（北海道）

拝復

只今、伊方訴訟ニュース第１９９号を頂き感銘深く拝読致しております。

チェルノブイリの大事故による惨状が、我が国の裁判所に於いて、訴訟準備書面（裁判記録」として残ることは、爾後、同趣旨の内容について法廷闘争を展開する場合の、まことに貴重な先例となるものでありますので、ひとしほの感動を覚えると共に、たとえ人種